

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の人事等に関する特例規程

平成19年3月23日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に常時勤務する教員（以下「教員」という。）に関しその人事等に関する特例を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究科等」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター、デジタルグリーンイノベーションセンター、保健管理センター、教育推進機構及び研究推進機構をいう。

2 この規程において「研究科長等」とは、前項に定める組織の長をいう。

(採用、昇任、配置換等に係る選考)

第3条 就業規則第4条に規定する採用を行う場合は、選考によりこれを行う。

2 前項の選考は、当該教員候補者が所属することになる研究科等の教員選考会議が行う。

3 その他選考に関し必要な事項は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程（平成16年規程第46号）の定めるところによる。

4 前2項の規定は、就業規則第10条に規定する昇任及び第11条に規定する配置換、兼務及び出向について、これを準用する。

(試用期間中の解雇)

第4条 就業規則第8条第2項の規定に基づき、試用期間中に解雇を行い、又は試用期間満了時に本採用を行わない場合には、当該教員が所属する研究科等の教員選考会議及び教育研究評議会の議を経なければならない。

2 学長は、前項の教育研究評議会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員及び研究科長等に報告するものとする。

(休職)

第5条 就業規則第12条第1項の規定に基づき、休職を行う場合には、当該教員が所属する研究科等の教員選考会議の議を経なければならない。

2 研究科長等は、前項の教員選考会議終了後、速やかに、その審議結果を書面により学長に報告するものとする。

- 3 就業規則第13条第1項の規定に基づき、同規則第12条第1項第1号及び第4号に掲げる事由に基づく休職の期間を定める場合には、教育研究評議会の議を経なければならない。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、教育研究評議会が特に認めた場合には、教員選考会議及び教育研究評議会の議を前もって省略することができる。
- 5 学長は、第2項の報告を受けた後又は第3項による場合は教育研究評議会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員に通知するものとする。

(解雇等)

- 第6条 就業規則第19条の規定に基づき、降任又は同規則第20条第2項の規定に基づき、解雇（以下「解雇等」という。）を行う場合には、当該教員が所属する研究科等の教員選考会議及び教育研究評議会の議を経なければならない。
- 2 学長は、前項の教育研究評議会終了後、速やかに、その審議結果を書面により当該教員に対し通知するものとする。
 - 3 解雇等に不服のある教員は、前項の通知後2週間以内に、学長に対し、当該解雇等に係る不服審査を申し立てることができる。
 - 4 前項に定める期間内に不服審査の申立てがなされなかった場合、役員会は、速やかに、当該解雇等につき審議を行い、学長は、その結果を当該教員及び研究科長等に通知するものとする。ただし、このことは、役員会が、不服審査委員会に対し、当該解雇等に係る事前審査を行わせることを妨げるものではない。
 - 5 前2項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

(懲戒処分)

- 第7条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。
- 2 就業規則第36条の規定に基づき懲戒処分を行う場合の手続きについては、別に定める。

(研究科長等の休職、解雇等及び懲戒処分)

- 第8条 研究科長等について、休職、解雇等又は懲戒処分を行う場合には、役員会で審査を行うものとする。
- 2 役員会は、前項の審査後、速やかに学長に報告し、学長はその審査結果を書面により当該研究科長等に対して通知するものとする。
 - 3 解雇等又は懲戒処分に不服のある研究科長等は、前項の通知後2週間以内に、学長に対し、当該解雇等又は懲戒処分に係る不服審査を申し立てることができる。
 - 4 前項に規定するもののほか、不服審査等の手続きについては、別に定める。

(研修の機会)

第9条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、本務の遂行に支障のない限り、学長の承認を受けることにより、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 本学は、教員が現職のままで、長期にわたる研修を受けることができるよう努めるものとする。
- 4 その他研修に関し必要な事項は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の研修に関する特例規程(平成16年規程第60号)の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。